

本事業は、SDGsの「8 働きがいも 経済成長も」に資する取組です。

有給休暇の取得促進に取り組む中小企業等を奨励する 「愛知県休み方改革マイスター企業認定制度」の申請受付を開始します！

愛知県では、ワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域経済の活性化を目指し、経済界・労働界・教育界とともに、愛知県「休み方改革」プロジェクトに取り組んでいます（3月16日発表済み）。

このプロジェクトの一環として、年次有給休暇の取得及び多様な特別休暇の導入を積極的に推進している中小企業等を奨励する「愛知県休み方改革マイスター企業認定制度」を創設しました。

この度、ハローワークの求人票への認定企業の表示や、建設工事の入札参加資格審査における優遇、制度融資の利用など、企業活動を後押しする様々な優遇措置を受けることができる「愛知県休み方改革マイスター企業」の認定申請の受付を7月3日(月)から開始しますので、お知らせします。

1 愛知県休み方改革マイスター企業認定制度について

(1) 目的

- ・ 労働者が各自の仕事や家庭の予定に合わせて休暇を取得できる職場環境づくりの一層の推進
- ・ 保護者が休みやすい環境をつくることで、「県民の日学校ホリデー」や「ラケーションの日」といった家族と子どもが一緒に過ごせる仕組みづくりの推進

(2) 対象

中小企業者（中小企業基本法第2条）、医療法人・個人開業医、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人等の法人、団体（国及び地方公共団体を除く）

(3) 認定の有効期間

認定日から2年を経過する日の属する年度末まで（再度申請により更新あり）

(4) 認定区分（認定基準及び提出書類は別表1参照）

平均年次有給休暇取得率等に応じてブロンズ、シルバー、ゴールドの3区分で認定
《参考》有給休暇取得率の基準

ブロンズ：60%以上 シルバー：75%以上 ゴールド：90%以上

※県の指定する特別休暇（別表2参照）を2つ以上導入している場合は、ブロンズは50%以上、シルバーは65%以上、ゴールドは80%以上となります。

(5) 優遇措置（詳細は別表3参照）

最高位のゴールド認定では、知事表彰（11月開催予定のシンポジウムにて実施）及び副賞（県産品等）を贈呈するほか、ハローワークの求人票への認定企業の表示や、建設工事の入札参加資格審査における優遇、制度融資の利用など、認定区分に応じて様々な優遇措置を受けることができます。

2 認定申請の受付

(1) 受付開始日時

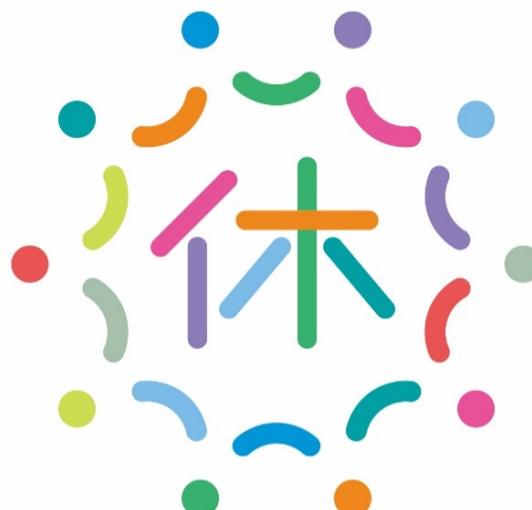
2023年7月3日(月)午前10時から

(2) 申請方法

愛知県休み方改革マイスター企業認定制度ポータルサイト「あいちYOU休ナビ」にて申請(<https://aichi-meister.pref.aichi.jp>)



3 愛知県休み方改革マイスター企業ロゴマーク



《コンセプト》

企業も、そこで働く人も有給休暇を使い、
休むことでみんなが笑顔になり輝く。
そんな取組の象徴に。

休

休むことで

。。

笑顔が生まれ



それぞれの生活が、仕事が、
企業が輝き出す。



十人十色の休みをテーマに
カラフルな色を用いて構成した
有給休暇取得促進のシンボルへ

【参考】中小企業が休暇を取得しやすい職場環境づくりに向けた取組

愛知県では、中小企業が休暇を取りやすい職場づくりを推進するため、大企業と中小企業の共存共栄の関係構築を目指す「パートナーシップ構築宣言（※）」への参画を、経済・労働団体等と共に県内企業へ働きかけています。

※ 関係閣僚（内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省及び内閣官房副長官）と経団連会長、日商会议頭、連合会長をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを、2020年5月に創設。

別表1 認定基準及び提出書類等

認定区分	認定基準	備考（提出書類等）
 ブロンズ認定	<p>《以下の事項をすべて満たすこと》</p> <p>1 「愛知県『休み方改革』イニシアチブ」の賛同者であること (ただし、「休み方改革」につながる次の取組のいずれかを実施していること) (1) 年次有給休暇の取得率向上及び連続取得の促進 (2) 多様な特別休暇の導入及び取得促進</p>	不要（申請受付後に県で事実確認）
	<p>2 認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度（以下「前年度」という。）における平均年次有給休暇取得率※¹が60%以上 (別表2で掲げる特別休暇のうち2つ以上導入している申請者は、平均年次有給休暇取得率が50%以上)であること</p>	ポータルサイトで有給休暇取得率を入力 特別休暇を導入している場合は就業規則等
	<p>3 前年度における平均年次有給休暇取得率を申請者のWebサイトや就活サイト等の外部サイト、業界紙等（社内報や職場での掲示等を含む）により公表していること※²</p>	有給休暇取得率を公開しているWebサイトのURLや業界誌等の写し
 シルバー認定	<p>《ブロンズの認定基準1、3に加えて以下の事項を全て満たすこと》</p> <p>1 前年度における平均年次有給休暇取得率が75%以上（別表2で掲げる特別休暇のうち2つ以上導入している申請者は、平均年次有給休暇取得率が65%以上）であること</p>	ブロンズの2と同じ
	<p>2 認定申請日の属する年度において「ワーク・ライフ・バランス推進運動賛同事業所」（以下「賛同事業所」という。）であること※³</p>	不要（申請受付後に県で事実確認）
	3 時間単位の年次有給休暇制度を導入していること	就業規則
 ゴールド認定	<p>《ブロンズの認定基準1、3及びシルバーの認定基準2、3に加えて以下の事項を全て満たすこと》</p> <p>1 前年度における平均年次有給休暇取得率が90%以上（別表2で掲げる特別休暇のうち2つ以上導入している申請者は、平均年次有給休暇取得率が80%以上）であること</p>	ブロンズの2と同じ
	<p>2 認定申請日の属する事業年度の直近の2事業年度（以下「過去2年度」という。）における男性従業員の育児休業※⁴の取得率※⁵ (取得期間は1日以上)が50%以上であり、かつ、男性従業員の育児休業取得率を申請者のWebサイトや就活サイト等の外部サイト、業界紙等（社内報や職場での掲示等を含む）により公表していること※⁶</p>	ポータルサイトで育児休業取得率を入力 育児休業取得率を公開しているWebサイトのURLや業界誌等の写し
	3 経営者等※ ⁷ が前年度に、全雇用者の前年度の平均年次有給休暇取得日数以上の休みを取得していること	ポータルサイトで有給休暇取得状況を入力

※ 1 平均年次有給休暇取得率の算出方法

$$\left[\frac{\text{全雇用者の年次有給休暇取得日数計（繰越分を含む）}}{\text{全雇用者の年次有給休暇付与日数計（繰越分を含めない）}} \right] \times 100 (\%)$$

※ 2 認定企業は、認定の有効期間中における平均年次有給休暇取得率について、当該認定企業の Web サイトや就活サイト等の外部サイト、業界紙等（社内報や職場での掲示等を含む）により公表するものとする

※ 3 賛同事業所募集期間外に認定申請を行う場合は、次回の推進運動に賛同する旨の宣誓書を提出すること（認定申請年度に既に推進運動の賛同事業所として登録している場合は除く）

※ 4 育児・介護休業法に規定する以下の休業をいう

- ・育児休業（出生時育児休業）
- ・法第 24 条第 1 項の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

※ 5 育児休業取得率の算出方法

$$\left[\frac{\text{育児休業をした男性従業員の数（過去 2 年度の合計）}}{\text{配偶者が出産した男性従業員の数（過去 2 年度の合計）}} \right] \times 100 (\%)$$

※ 6 対象期間において育児休業の取得対象者がいない場合は、申請時に育休制度が定められていれば可とする

※ 7 株式会社の「代表取締役」、社会福祉法人の「理事長」等

【本件に関するお問合せ】

愛知県労働局労働福祉課 労使関係グループ 広報サポート 担当：渡辺

電話：03-5358-1932 / FAX:050-3606-2967 Mail:akihiko-watanabe@eau-rouge50.com

別表2 特別休暇の区分及び特別休暇の要件

特別休暇※の区分	特別休暇の要件
	内容
一 あいちウィーク休暇	あいち県民の日条例第2条第1項に規定する期間（あいちウィーク）中に労働者の心身の疲労回復等を目的として付与される休暇
二 ラーニング休暇	愛知県「休み方改革」プロジェクトにおける「ラーニングの日」（校外学習活動の日）に子どもと一緒に社会学習を楽しむために付与される休暇
三 リフレッシュ休暇	職業生涯の節目に労働者の心身の疲労回復等を目的として付与される休暇
四 アニバーサリー休暇	従業員やその家族の誕生日、従業員の結婚記念日等の「記念日」に付与される休暇
五 病気休暇	長期にわたる治療等が必要な疾病等、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者を支援するために付与される休暇
六 教育訓練休暇	労働者が自発的な職業能力開発を図るために付与される休暇
七 ボランティア休暇	地域活動、ボランティア活動等へ参加する労働者に対してその参加を可能とするよう付与される休暇
八 不妊治療のための休暇	不妊治療を行う労働者のために付与される休暇
九 育児目的休暇	育児のために付与される休暇（育児・介護休業法第24条に基づく事業主の努力義務）
十 その他知事が従業員の多様かつ柔軟な働き方に資すると認める休暇	法定日数以上の子の看護休暇の付与など、多様かつ柔軟な働き方を促進するため労働者に付与される休暇（夏季休暇、冬季休暇及び忌引き休暇を除く）

※労働基準法第39条第9項の規定による算定する賃金が支払われる有給休暇に限る。

別表3 優遇措置

認定区分	優遇措置
 ブロンズ 認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトや愛知県が配信するメールマガジン等による認定企業のPR ・愛知県等が開催する各種セミナー等の情報提供 ・「愛知県休み方改革マイスター企業」の名称及び認定マークの使用 ・委託業務に係る総合評価競争入札又は企画競争（プロポーザル）における加点※1 ・建設工事に係る入札参加資格審査※2における加点 ・ハローワークの求人票における「愛知県休み方改革マイスター企業」の表示
 シルバー 認定	<p>《ブロンズに加えて以下の優遇措置を受けられます》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいちテレワーク・モデルオフィスの優先（先行）予約 ・愛知県労働局が開催する就職面接会・企業説明会、企業向けセミナー等の優先参加等 ・愛知県の制度融資（経済環境適応資金融資制度パワーアップ資金（休み方改革））の融資対象 ・公益財団法人愛知県労働協会が開催する講座・セミナーに係る受講料の一部減免 ・愛知県職業能力開発協会が開催する講習・研修に係る受講料の一部減免
 ゴールド 認定	<p>《ブロンズ及びシルバーに加えて以下の優遇措置を受けられます》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事表彰（11月開催予定のシンポジウムにて実施）及び副賞の贈呈

※1 委託業務によって加点対象が異なる場合がありますので、詳しくは募集要領等をご確認ください。

※2 令和6・7年度の入札参加資格審査より対象となります。

【本件に関するお問合せ】

愛知県労働局労働福祉課 労使関係グループ 広報サポート 担当：渡辺

電話：03-5358-1932 / FAX:050-3606-2967 Mail:akihiko-watanabe@eau-rouge50.com